

預金小切手(自己宛小切手)を活用した 特殊詐欺被害防止対策「^{よて}預手プラン」について

振り込め詐欺などの金融犯罪からお客さまの大切なご預金をお守りするために、特にご高齢のお客さまが多額の現金を出金される場合、「預金小切手」(自己宛小切手)のご利用をお勧めすることがあります。

平成 27 年 6 月 15 日から、振り込め詐欺などの金融犯罪からお客さまの大切なご預金をお守りするために、『預金小切手(自己宛小切手)を活用した特殊詐欺被害防止対策(通称:預手プラン)』を兵庫県警察本部と連携して実施しております。

「預手プラン」は、特にご高齢のお客さまが窓口で多額の現金出金を希望される場合に、兵庫県警察が作成したチェックシートを活用してお使い道を確認させていただくとともに、お振込や預金小切手のご利用をお勧めしております。また、必要に応じてお客さまが詐欺被害に遭われていないか、警察官が確認をさせていただく場合もございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、〈あましん〉では、預手プランによる振込や「預金小切手の発行は手数料無料とさせていただきます。

預金小切手(自己宛小切手)をお勧めする理由について

- 預金小切手(自己宛小切手)とは、お客さまからお預かりした金額で〈あましん〉が発行する小切手です。〈あましん〉が支払人となっているため、安心して受け取っていただくことができます。
- 小切手を現金化する際は、受け取った方が取引金融機関の口座へ入金するよう取立依頼をする必要があります。このため、現金化をするには一定の時間を要し、支払先を特定できる可能性が高いことから、万が一詐欺に遭われた場合でも、被害防止と犯人逮捕につながります。
- 多額の現金を持ち運ぶ危険を回避することができます。